

消防用設備等点検業務 特記仕様書

1 業務目的

安曇野終末処理場、有明中継ポンプ場及び穂高中継ポンプ場の消防用設備については消防法に基づき点検を行い、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管（以下「地下貯蔵タンク等」という。）については、平成22年7月8日付け消防危第144号通知に基づき漏れの検査を行う。ただし、運転管理業務の保守点検業務の範囲で行う点検についてはこの限りではない。

2 業務場所

- (1) 安曇野市豊科田沢6709 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場
- (2) 安曇野市穂高有明4877-6 犀川安曇野流域下水道 有明中継ポンプ場
- (3) 安曇野市豊科南穂高5717-3 犀川安曇野流域下水道 穂高中継ポンプ場

3 点検者及び基準

消防用設備の点検業務は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が行う。また、地下貯蔵タンク等の点検業務は、危険物取扱者免状の交付を受けている者又は危険物取扱者の立ち会いを受けた者が行い、当該点検業務のうち漏れの点検は、点検方法に関する知識及び技能を有する者が行う。

消防用設備は、消防法に規定する技術上の基準に適合しているか点検を行う。地下貯蔵タンク等は、消防法に規定する技術上の基準に適合しているか点検を行い、漏れの点検は消防法第14条の3の2に基づき行う。

4 点検範囲及び内容

点検範囲及び内容は次のとおりとする。

(1) 消防用設備

- ア 自動火災報知設備 機器点検、総合点検
- イ 消火器 機器点検（2回/年）
- ウ 誘導灯（階段灯含む）設備 機器点検（2回/年）
- エ 動力消防ポンプ設備 機器点検、総合点検
- オ 排煙設備 機器点検（2回/年）

(2) 地下貯蔵タンク等

- ア 地下貯蔵タンク 定期点検（漏れの点検を含む）
- イ 地下埋設配管 定期点検（漏れの点検を含む）
- ウ 関連設備（標識等） 定期点検

5 点検実施時期

消防用設備の機器点検は毎年8月頃、機器点検を含めた総合点検を毎年2月頃に行うものとし、地下貯蔵タンク等の漏れ検査は以下の対象年度で実施することとし、実施日については委託者と協議のうえ決定するものとする。

6 漏れの検査対象年度

該当施設	検査対象年度	備考
管理棟 地下タンク(灯油)1,500ℓ	毎年	
ブロー棟地下タンク(A重油)10,000ℓ	毎年	

消化タンク棟地下タンク(A重油)6,000ℓ	毎年(※1)	前回：平成30年度
穂高中継ポンプ場地下タンク(A重油)2,000ℓ	毎年	

(※1)検査実施周期は1回/3年(令和4年度以降は設置から15年経過するため毎年点検)

7 提出書類

提出書類、部数及び提出時期は下表による。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人・主任技術者等の指定通知 (一部委託承認申請書を提出する場合は省略)	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
点検者名簿及びその資格の写し	1部	点検実施前に
点検報告書及び点検票	2部(消防署提出用、県保管用)	各点検実施後速やかに
点検業務記録写真	1部	
業務記録	1部	業務を実施した月の月報(仕様書第10条(6))と合わせて

注 消防設備点検報告書及び点検票の書式については消防庁告示で定められている書式を用いること。地下貯蔵タンク点検報告書は消防庁からの指針に従い、任意の書式を用いること。

8 検査

業務実績の検査は委託契約書第22条の検査と合わせて行う。

9 安全対策

- (1) ブロワ棟ブロワ室内の煙感知器の点検に際しては、煙感知器が高所にあるため、ローリングタワー等を用いた高所作業になるが、点検実施時は転落に十分注意し、作業員の安全確保に注意を払うこと。
- (2) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

数 量 計 算 書

		管理棟	ポンプ棟	ブロワー棟	沈砂池棟	水処理棟	砂ろ過棟	管廊	汚泥濃縮棟	汚泥処理棟	消化タンク棟	処理場計	有明中継ポンプ場	穂高中継ポンプ場	合計	
自動火災報知設備	受信機	1 39/60L	1 4/10L	1 5/20L	0 —	1 5/10L	0 —	0 —	0 —	1 15/20L	1 4/20L	6	1 2/3L	1 1/3L	8	
	感知器	差動式スポット型感知器	44	16	9	0	0	0	0	0	0	0	69	2	0	71
		定温式スポット型感知器	5	1	1	1	0	0	0	0	5	9	22	9	0	31
		光電式スポット型煙感知器	22	3	37	8	19	9	0	0	66	27	191	3	6	200
		小計	71	20	47	9	19	9	0	0	71	36	282	14	6	302
	発信器等	発信器	5	2	3	2	17	2	4	4	8	3	50	1	1	52
		地区音響装置	5	2	3	2	17	2	4	5	10	3	53	1	1	55
		表示灯	5	2	3	2	17	2	4	4	8	3	50	1	1	52
		常用電源	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	6	1	1	8
		予備電源	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	6	1	1	8
小計	17	8	11	6	53	6	12	13	28	11	165	5	5	175		
消火器	粉末消火器 蓄圧式6型	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
	粉末消火器 蓄圧式10型	15	8	19	5	25	7	32	3	34	16	164	5	9	178	
	粉末消火器 蓄圧式20型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4			4	
	小計	17	8	19	5	25	7	32	3	34	20	170	5	9	184	
誘導灯	避難口誘導灯 (B級)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
	避難口誘導灯 (C級)	6	4	13	17	27	4	4	4	27	6	112	3	7	122	
	室内通路誘導灯 (B級)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	
	室内通路誘導灯 (C級)	2	4	15	0	47	6	9	0	23	6	112	0	1	113	
	廊下通路誘導灯 (C級)	4	1	1	0	0	0	0	5	6	0	17	0	7	24	
	階段通路誘導灯	7	10	7	10	23	0	0	4	18	0	79	0	2	81	
小計	19	19	36	27	97	10	13	13	74	15	323	3	17	343		
消防ポンプ	可搬消防ポンプ (C-1級)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
排煙設備	自然排煙口(排煙窓)	27	8	4	8	0	0	0	0	8	0	55	0	0	55	
地下タンク	点検実施年度/容量	灯油 1,500ℓ	0	A重油 10,000ℓ	0	0	0	0	0	0	A重油 6,000ℓ	3	0	A重油 2,000ℓ	4	
	令和6年度	○		○							○	3		○	4	
	令和7年度	○		○							○	3		○	4	
	令和8年度	○		○							○	3		○	4	

冷温水発生機点検業務特記仕様書

1 業務目的

冷温水発生器および周辺機器が所定の性能を維持し、かつ、常時良好な状態でその性能が発揮できるようにすることを目的とする。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢6709 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

3 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な、電気、ガス、水道等の光熱水料は委託者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 点検業務において判明した軽微な故障、不具合の補修、及びそれに要する消耗品、ケミカル、薬剤等は受託者の負担とする。

4 業務内容

(1) 主要機器の仕様等

別添のとおり

(2) 保守点検要領

- ア 点検作業は、機器の構造、取扱い等について熟知した技術員を配置して行う。
- イ 作業場所の検電、安全標識の取付け等の防護措置は受託者側で実施する。
- ウ 最低保守点検項目及びその回数は別添に示すとおり。
- エ 冷暖房切替時、および中間点検において、各所設定と吹出温度等運転状態を計測確認のこと。
- オ 冷暖房切替時及び中間点検時には冷却水用薬剤の量を確認し、補充すること。
使用薬剤：開放循環冷却水系多目的水処理薬品 タワークリンV-100
- カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて水質確認を行い、報告書を提出すること。
- キ カに関連し、その使用開始前には充填材、冷却塔内部、冷却水管内部等洗浄殺菌を行うこと。
- ク この仕様書に記載の無い事項であっても委託業務遂行上必要な事項は、受託者の責任において監督員と打合せのうえ実施すること。

(3) 部品の取替

- ア 受託者が保守のため装置等の構成部品を取り替える場合は、都度委託者の承認を得ること。（下記、イ除く）
- イ 3 (3) 消耗品とは、Oリング、Vベルト、各所パッキン類をいう。

5 提出書類

提出書類	部数	提出時期
業務計画書（以下の事項を含む）	1部	着手5日前までに
業務実施代理人、主任技術者等の指定通知		
年間計画工程表		
現場組織表、緊急時体制及び対応		

使用機材、機械	
主要材料	
施工方法、手順書	
施工管理計画、安全管理、教育	
現場作業環境整備	
産業廃棄物の処分方法について	
添付書類	
作業員資格証の写し	
下請負人がいる場合の通知書、契約書等の写し 告知書の写し（下請け金額にかかわらず）	
業務完了報告書（以下の事項を含む）	1部
業務概要、交換材料、部品とその量	業務終了後速やかに
業務記録（点検記録、作業人数、作業内容、時間など）	
記録写真（作業、内部状況、圧力など）	
作業記録（運転時各種データ）	
廃棄物及び残材の処分の完了を証明する書類	

6 検査

業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。

7 留意事項

- (1) 受託者は、保守点検作業の安全対策に万全を期し、労働関係法規を遵守して災害の防止に努めなければならない。特に冷却塔に付属する薬注ポンプは強酸性液体を扱うため、防護手袋、防護メガネ等を使用し、安全に十分注意すること。
- (2) 受託者は、他の工作物に損害を与えないよう、十分注意して作業しなければならない。万一他の工作物に支障を来した場合は、受託者の責任により速やかに復旧すること。
- (3) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

対象機器の主な仕様

1 小型吸収冷温水機

- (1) 設置場所：1階 空調機室 2台
- (2) メーカー：矢崎総業(株)製
- (3) 製造者形式：CH-K90U54 二重効用吸収冷温水器 (アロエース)
- (4) 燃料消費量
 - 冷凍能力 272, 160kcal/h
 - 加熱能力 326, 590kcal/h
- (5) 伝熱面積：4.26㎡+3.98㎡
- (6) 燃料：灯油
- (7) 製造番号：65095004

2 冷却塔 (栗田工業製 薬注ポンプ付)

- (1) 設置場所：南敷地内 1基
- (2) メーカー：空研工業(株)
- (3) 型式：SKB-90PGRS
- (4) 形式：クロスフロー・開放式・超低騒音型
- (5) 冷却能力：493, 680kcal/h
- (6) 製造番号：MRF97-687

3 ポンプ類

- (1) 冷却水ポンプ
 - (株)荏原製作所製 125X100FS4JC615 1台
- (2) 冷温水ポンプ
 - (株)荏原製作所製 80X65FS4K611 1台

4 その他関連機器

- 自動給水装置エバラフレッシャーミニ 1台
- ファンコイル 14台 他

主要保守点検項目及び回数

	点 検 項 目			
	冷 温 水 機	冷 却 塔	冷温水ポンプ 冷却水ポンプ	カセット型 ファンコイル
冷房切替点検	1 暖房から冷房への切替 2 真空度点検 3 燃料機密試験 4 燃料系統点検 5 センサー作動点検 6 保安装置作動点検 7 電流電圧測定 8 各部温度測定 9 冷温水温度測定 10 冷温水・冷却水量点検 11 遠隔操作盤点検	1 配管・冷却塔 内部洗浄 2 充填材点検 洗浄 3 水張 4 ボールタップ 作動点検 5 給水装置点検 6 クリーングタースイッチ 作動試験 7 プロダウ調整 8 逆止弁点検 9 散水機能点検 10 水槽点検清掃	1 運転点検 2 絶縁抵抗点検 3 外観点検 (グラントパッキンの状況含む 以下同じ)	点検、清掃 ・フィルター ・ストレーナー (但しストレーナーについては、必要が生じた場合実施)
中間点検	1 真空度点検 2 燃料機密試験 3 燃料系統点検 4 センサー作動点検 5 保安装置作動点検 6 電流電圧測定 7 各部温度測定 8 冷温水温度測定 9 冷温水・冷却水量点検 10 遠隔操作盤点検	1 充填剤点検 2 ボールタップ 作動点検 3 給水装置点検 4 クリーングタースイッチ 作動試験 5 プロダウ調整 6 逆止弁点検 7 散水機能点検 8 ビル衛生管理法に定められた検査	1 運転点検 2 絶縁抵抗点検 3 外観点検	
暖房切替点検	1 冷房から暖房への切替 2 真空度点検 3 燃料機密試験 4 燃料系統点検 5 センサー作動点検 6 保安装置作動点検 7 電流電圧測定 8 各部温度測定 9 冷温水温度測定 10 冷温水・冷却水量点検 11 遠隔操作盤点検	1 水抜き 2 充填剤点検 3 ボールタップ 作動点検 4 給水装置点検 5 逆止弁点検 6 散水機能点検 7 水槽点検清掃 8 寒中養生	1 運転点検 2 絶縁抵抗点検 3 外観点検	
点検回数・清掃回数				
冷温水機	暖房から冷房へ切替	1回		
	中間点検	2回		
	冷房から暖房へ切替	1回		
冷却塔	暖房から冷房へ切替	1回		
	中間点検	2回		
	シーズンオフ	1回		
冷温水ポンプ	シーズンオン	1回		

冷却水ポンプ	シーズンオン	1回
カセット型 ファンコイルフィルター	シーズン中	1回

小形吸収冷温水機ユニット 仕様表

設計記号 RHU- _____ 台数 _____

製造者形式 CH-K90U54 _____ 製造者名 矢崎総業 (株)

〔・一重効用 ⊙二重効用〕燃料消費量 266,830 Kcal/h (冷凍)	届出〔・有・無〕
伝熱面積 5.26m ² +3.98m ² 393,480 Kcal/h (加熱)	

項	目	単位	設計仕様	製造者仕様
冷 凍 能 力		Kcal/h KW	270,000 Kcal/h	272,160 Kcal/h
加 熱 能 力		Kcal/h KW	270,000 Kcal/h	326,590 Kcal/h
冷 水	冷水温度	入口	℃	12
		出口	℃	7
	冷 水 量	ℓ/min	900	900
	損 失 水 頭	mH ₂ O kPa	9.0 mH ₂ O	7.1 mH ₂ O
冷 却 水	冷却水温度	入口	℃	32
		出口	℃	
	冷 却 水 量	ℓ/min	1,530	1,530
	損 失 水 頭	mH ₂ O KPa	11.5 mH ₂ O	8.7 mH ₂ O
温 水	温水温度	入口	℃	
		出口	℃	55
	温 水 量	ℓ/min	900	900
	損 失 水 頭	mH ₂ O kPa	9.0 mH ₂ O	7.1 mH ₂ O
電 動 機	電 源	φ, V, Hz	3φ 200V 60Hz	3φ 200V 60Hz
	全 入 力	KVA		
		KW		4.02
台 数	台			
加 熱 源	種別発熱量	Kcal/Nm ³	・都市ガス()・LPG()	Kcal/Nm ³
			⊙灯油・重油1種〔1号・2号〕	灯油 8,700 kcal/ℓ
	供 給 圧 力	mmH ₂ O kPa		mmH ₂ O
	消 費 量	Nm ³ /h ℓ/h	(冷凍) (加熱)	30.67 (冷凍) 45.23 (加熱) Nm ³ /h ℓ/h
NOx 値	PPM	(O ₂ %)		105(O ₂ 4%)
SOx 値	PPM			0
運転重量/製品重量	kg	/		4,840/4,230
保 温 保 冷 (製造者標準仕様)	材質			グラスウール保温材 J'Δ系保冷材
	厚さ	mm		(7ℓに箔付) 25 10

備 考 使用しない単位・項目は、横線で消す。

- ・ケーシング塗装色
マンセルカラー5Y7/1相当

エレベーター及び自動ドア点検業務特記仕様書

1 業務目的

エレベーター及び自動ドアについて所定の機能を維持し、かつ、常時良好な状態でその機能、安全性を確保することを目的とする。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢6709 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

3 点検対象

- (1) 対象設備名 : エレベーター装置 (制御盤を含む)
種類及び基数 : 油圧式 (間接) 乗用エレベーター (車椅子兼用) 1基
設備仕様 : 定員及び積載量 11名 積載 750kg
定格速度 45m/分
昇降行程 10.0m
停止箇所 3停止
付加装置 火災時管制運転装置
地震時管制運転装置 (S波)
停電時自動着床装置 (b)
オートアナウンス
- (2) 対象設備名 : 自動ドア
種類及び台数 : 寺岡オートスライドドア 両開き 2台
(W1, 800×H2, 100mm)

4 業務内容

4-1 エレベーター装置

昇降機等検査員資格者等の専門技術員を派遣して装置を点検、調整・注油、消耗部品の交換、清掃を行うこと。(点検箇所の詳細は、別表「点検箇所表」のとおり)

(1) 法定検査等

建築基準法の規定による定期検査及び点検を1年に1回以上(おおむね8月ごろ)実施する。

(2) 定期点検

昇降機の検査標準(JIS A 4302)等による定期点検頻度は6回/年度以上とし、原則として5月、7月、9月、11月、1月、及び3月に実施する。

(3) 調整・注油

(1)の「調整・注油」は次の箇所に対して実施する。

- ① 巻上機、電動機及び電動発電機、調速機、フロアコントローラー、制御盤
- ② 各種ワイヤロープ、リミットスイッチ及びファイナルリミットスイッチ、レールウエート
- ③ 各階扉装置 ドアロックスイッチ、インジケータ、押ボタン
- ④ 扉開閉装置 ガイドシュー、ランディングスイッチ、ロック外し装置、非常止めセーフティシュー、かご内操作盤等、かご関係可動各部

(4) 消耗部品

「消耗部品」とは次の部品とし、これらの部品の交換等が必要となった場合は速やかに交換するものとする。ただし、交換等に要する費用は部品費・廃棄費用等を含め、受託者の負担とする。

- ① 主電動機用カーボン刷子、電動発電機用カーボン刷子
 - ② 主接触器用接点（固定側・可動側）
 - ③ 中形リード線付接点及びカーボン接点
 - ④ 小型リード線付接点及び固定側接点
 - ⑤ 扇開閉用電動機カーボン刷子
 - ⑥ 主リード線
 - ⑦ プラグインリレー
 - ⑧ 信号用電球（24V）
 - ⑨ リミットスイッチ接点、ファイナルリミットスイッチ接点、ドアスイッチ接点
 - ⑩ 油脂類（ギヤ油は補充用）
 - ⑪ ウェス
 - ⑫ 各種ヒューズ
 - ⑬ かが内照明用蛍光灯
 - ⑭ 非常用バッテリー（3年間で1回以上交換のこと）
- (5) 故障時の対応

受託者は、不時の故障により連絡を受けた場合、概ね1時間以内に技術員を派遣し適切な処置を行うこと。また、この派遣及び復旧に要する費用は受託者の負担とする。

ただし、不注意、不適當な使用・管理、地震等天災地変、その他不可抗力により生じた一切の復旧にかかる費用は委託者の負担とする。

(6) その他

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

4-2 自動ドア

自動ドア施工修理技能士資格等を有する専門技術員を派遣し、装置を点検、調整・注油、消耗部品の交換、清掃を行うこと。

(1) 契約種別

フルメンテナンス契約とする。

（定期点検及び不時の故障の際の派遣費、部品交換及び分解整備の費用を含む）

(2) 定期点検

3か月に1回（4回／年度）以上とし、原則として5月、8月、11月、2月に実施すること。

(3) 故障時の対応

受託者は、不時の故障により連絡を受けた場合、技術員を派遣し適切な処置を行うこと。ただし、派遣に要する費用は受託者の負担とする。

ただし、不注意、不適當な使用・管理、地震等天災地変、その他不可抗力により生じた一切の復旧にかかる費用は委託者の負担とする。

5 提出書類

提出書類は次表による

提出書類	部数	提出期限
業務実施代理人・主任技術者等の指定通知 (一部委託承認申請書を提出する場合は省略)	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
定期検査有資格者届	1部	
点検結果報告書	1部	業務を実施した月の月報(要求水準書第10条(6))と合わせて
点検写真	1部	
業務記録	1部	

6 検査

業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。

7 使用器具等

- (1) 業務に必要な器具等は、原則として受託者の負担とする。
- (2) 委託者は、受託者が業務の実施に必要な電力等については、無償で提供する。
- (3) 受託者は、業務遂行に必要な電力等の使用に当たっては、極力節減し効率的に行なわなければならない。

8 その他

- (1) この仕様書に定めるものの他にこの保守点検業務は、建築保全業務共通仕様書(最新版)等の定めと同等以上の作業、検査及び報告をすること。
- (2) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

(別表)

主要点検箇所表 (エレベーター装置)

機械室	機械室内環境	ポンプ及び配管経路
	受電盤	油圧計
	制御盤	メインバルブ
	電動機	油面計
	油圧ユニット	

かご内	運転状態	操作盤
	かご内部意匠	表示ランプ
	かご内照明	インターホン
	停電灯	セーフティシュー
	かご戸、シル	

かご上	かご上環境	上部リミットスイッチ
	戸開閉装置	各階ドアロックスイッチ
	かご上各スイッチ	プランジャーシープ
	かご枠及び支持部	プランジャーガイド
	ガイドシュー及び給油器	プランジャー及びシリンダー取付部
	ロープ及び取付部	プランジャーパッキン
	ガイドレール及び取付	

乗り場	ホールボタン	スライディングシュー
	インジゲーター	キースイッチ作動状態
	三方枠及びドア	
	シル	

ピット内	ピット内環境	操作ケーブル
	シリンダー取付部 (下部)	緩衝器
	ガバナー	シリンダー下部ピット内油洩れの有無
	各シープ	非常止め装置
	下部リミットスイッチ	

付加装置	火災時管制運転装置
	地震時管制運転装置
	停電時自動着床装置
	オートアナウンス

場内・外整備（芝刈・除草）業務特記仕様書

1 業務目的

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場の美観を保つことを目的とする。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢 6 7 0 9 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場 他

3 業務内容

芝刈及び除草業務（集草、運搬、処分含む）

ア 作業実施箇所

芝刈及び除草作業の実施箇所は別添図のとおり。なお、土壌脱臭装置については芝以外の植物の抜根も行う。

イ 運搬等

芝刈及び除草作業後、集草・積込を行い、処分施設まで運搬する。

4 業務実施時期（各年度）

作業ごとの実施時期は下記のとおり。詳細な日程は委託者と協議を行い決定する。

① 芝生管理工 5月から10月の間に芝の育成を考慮し、随時芝刈作業を実施する。

作業数は年6回実施する。（

② 除草工 機械除草6月、8～9月、10月に1回ずつ実施する。（計3回/年度）

③ 場内除草工1

肩掛け式 5～9月に、年2回実施する。

ハンドガイド式 5～9月に、年2回実施する。

場内除草工2

肩掛け式 8月 年1回実施する。

ハンドガイド式 4, 5, 7, 8, 9, 10月 年6回実施する。

桜公園（800㎡）では薬剤散布を年1回実施する。

場内外除草工

④ 焼却炉建設予定地 5～9月に年2回実施する。

場外除草

⑤ 水管橋 5～9月に年2回実施する。

※注意事項 特に、委託者が指定する部分については、9月上旬に開催する下水道関連のイベントに合わせて作業を行う。

5 提出書類

提出書類、部数及び提出時期は下表による。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人、主任技術者等の指定通知（一部委託承認申請書を提出する場合は省略）	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
作業報告書	1部	業務を実施した月の月報（要

業務記録写真	1部	求水準書第10条第(6))と合 わせて
業務記録	1部	

6 検査

- (1) 業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。
- (2) 上記検査とは別に実施業務1回ごとに段階検査を実施する。
各箇所の作業が終了次第委託者に連絡し受検すること。

7 留意事項

(1) 業務管理・安全管理

- ア 受託者は、作業の安全対策に万全を期し、労働関係法規を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- イ 雨天時及び雨天直後は原則として行わない。ただしやむを得ない場合は、委託者と協議し決定するものとする
- ウ 芝刈りの仕上がり高はおおむね3cm以内とする。

(2) 次の事項等、他の工作物に損害を与えないよう注意して作業しなければならない。

- ア 植栽した樹木を伐採、キズ等傷めないよう特に注意すること。
- イ 運搬時における道路及び沿道に、刈り取った芝及び草の落下飛散には、特に注意すること。万一他の工作物に支障を来した場合は、受託者の責において改善するものとする。

(3) 刈り取った芝及び草は集草し、場内にて十分に乾燥させる集草場所また処分施設は委託者と協議決定するものとする。また、受託者は荷降ろしの日程等協議打合せを行い、積込、運搬、荷降ろしを行う。処分施設に対して支払う処分費は受託者の負担とする。

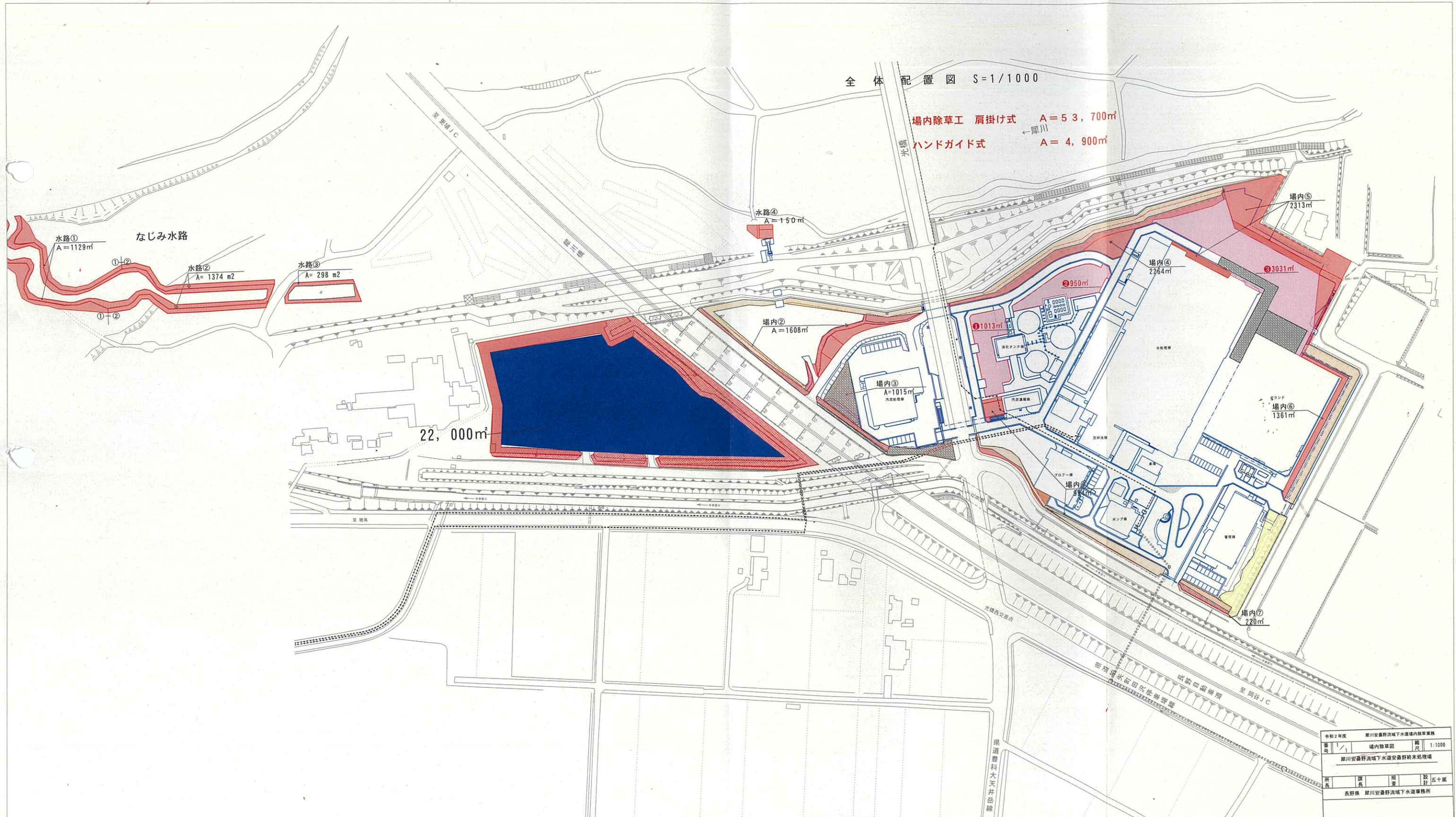
(4) 乾燥し積込後の集草場所は、刈り取った芝及び草が残らないよう積み込みをしなくてはならない。

(5) 本業務に使用する機械のうち芝刈り機及び肩掛式草刈機については、委託者から貸与したものを使用できるものとする。ただし、燃料、芝刈り機の換え刃及び肩掛式草刈機の換え刃に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(6) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

全体配置図 S=1/1000

場内除草工 肩掛け式 A = 53,700㎡
 ハンドガイド式 A = 4,900㎡



令和2年度	野川安曇野流域下水道場内除草業務	
表紙	場内除草図	縮尺 1:1000
野川安曇野流域下水道安曇野終末処理場		
所長	課長	設計 五十嵐
長野県	野川安曇野流域下水道事務所	

場内外整備（植栽管理）業務特記仕様書

1 業務目的

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場内外の施設の草刈り、樹木の剪定を行い景観の美化の維持を図ることを目的とする。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢6709 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場
有明中継ポンプ場 安曇野市穂高有明4877-6
穂高中継ポンプ場 安曇野市豊科南穂高5317-1

3 業務内容

設計書内訳書のとおり

(1) 作業箇所 各作業の実施箇所は別添図のとおり。

(2) 作業内容 ① 花壇植栽工 巡回管理(人力による除草, 花殻摘み, 枯葉やゴミの除去, 植直し)

② 除草 人力による除草

③ 落葉清掃工 人力による落葉清掃

④ 剪定工

・刈り込み剪定工 寄せ植え手刈り、生垣手刈り、高木下枝整枝

・軽剪定工 針葉樹及び落葉樹の剪定

・樹木伐採工 支障木伐採

※各作業には、集草、集積、積込、運搬、処分を含む。

4 業務実施時期（各年度）

作業ごとの実施時期は下記のとおり。詳細な日程は発注者と協議を行い決定する。

① 花壇植栽工 6月と8月に年2回実施する。

② 除草 5～9月に、年2回実施する。

③ 落葉清掃工 10～3月に、年2回実施する。

④ 剪定工 9～12月に、年1回実施する。

※注意事項 特に、発注者が指定する部分については、9月上旬に開催するアクアピア安曇野ふれあいデーに合わせて作業を行う。

5 提出書類

提出書類、部数及び提出時期は下表による。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人、主任技術者等の指定通知（一部委託承認申請書を提出する場合は省略）	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
作業報告書	1部	業務を実施した月の月報（要求水準書第10条第(6)）と合わせて
業務記録写真	1部	
業務記録	1部	

5 検査

- (1) 業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。
- (2) 上記検査とは別に実施業務1回ごとに段階検査を実施する。
各箇所作業が終了次第発注者に連絡し受検すること。

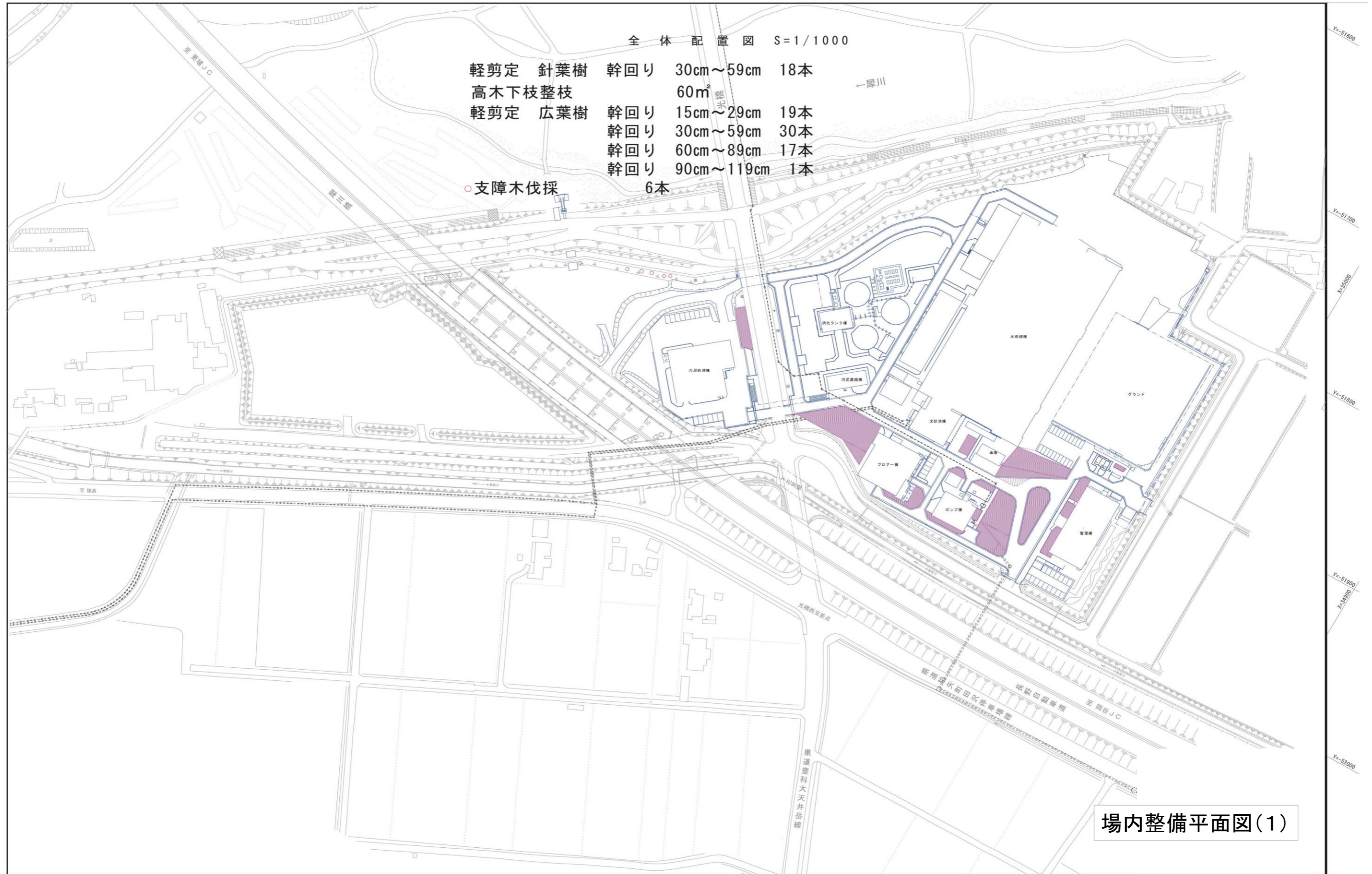
6 留意事項

(1) 業務管理・安全管理

- ア 受注者は、作業の安全対策に万全を期し、労働関係法規を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - イ 雨天時及び雨天直後は原則として行わない。ただしやむを得ない場合は、発注者と協議し決定するものとする
 - ウ 剪定は、樹種の特長、樹形、剪定種類、施工箇所等を考慮し、適切な選定方法により行うこと。
- (2) 次の事項等、他の工作物に損害を与えないよう注意して作業しなければならない。
- ア 植栽した樹木を伐採、キズ等傷めないよう特に注意すること。
 - イ 運搬時における道路及び沿道に、刈り取った樹木及び草の落下飛散には、特に注意すること。万一他の工作物に支障を来した場合は、受注者の責において改善するものとする。
- (3) 樹木の剪定時は架空線に十分注意すること。
- (4) 下枝空間は、建築限界を考慮し、剪定を行うこと。
- (5) 高木または中木の剪定を行う場合は、選定作業を適正に履行できる作業員（1級・2級造園施工管理士）が自ら作業を行うか、ほかの作業員の指導を行うこと。
- (6) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

全 体 配 置 図 S=1/1000

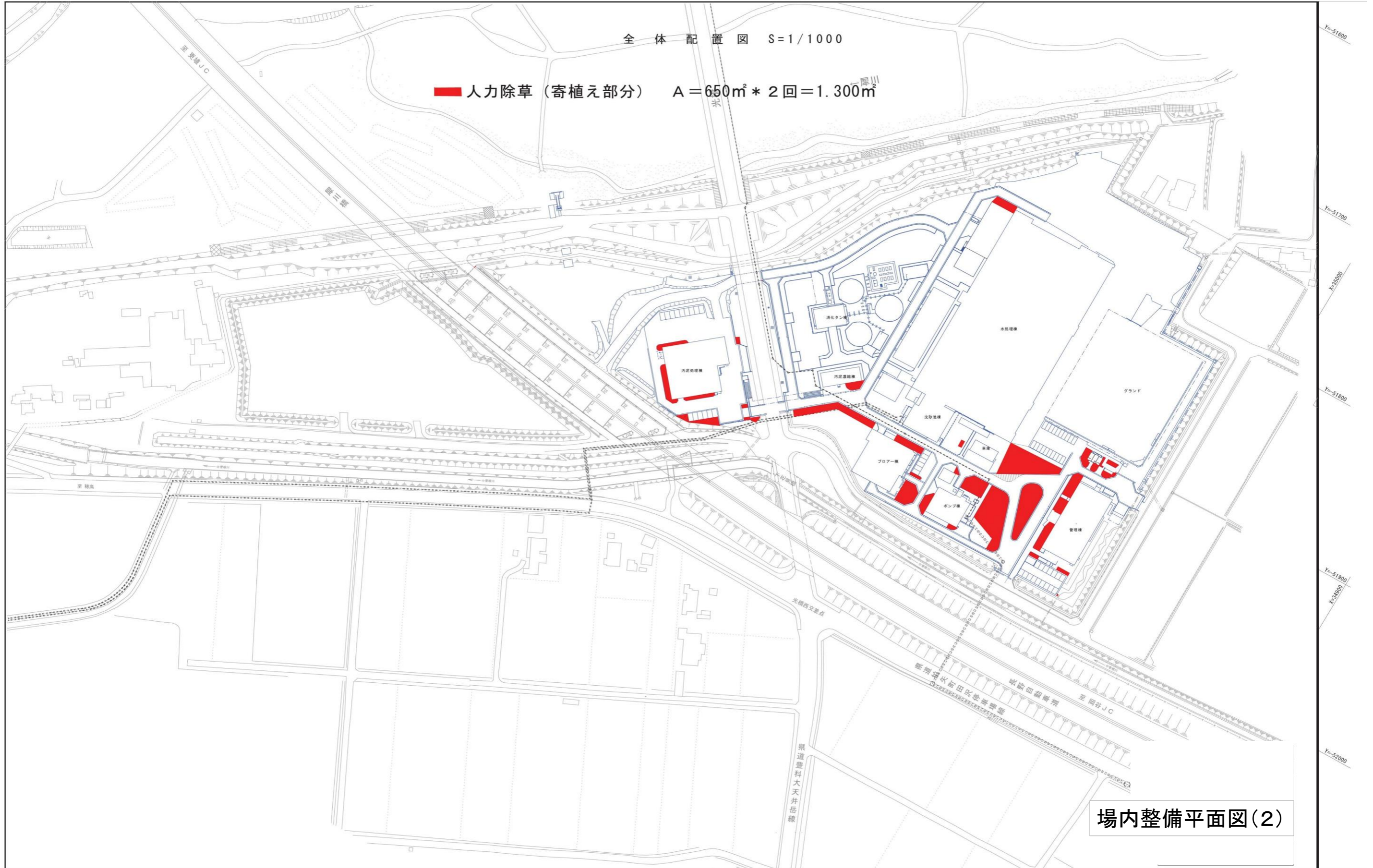
軽剪定 針葉樹	幹回り	30cm~59cm	18本
高木下枝整枝		60m ²	
軽剪定 広葉樹	幹回り	15cm~29cm	19本
	幹回り	30cm~59cm	30本
	幹回り	60cm~89cm	17本
	幹回り	90cm~119cm	1本
○支障木伐採		6本	



場内整備平面図(1)

全体配置図 S=1/1000

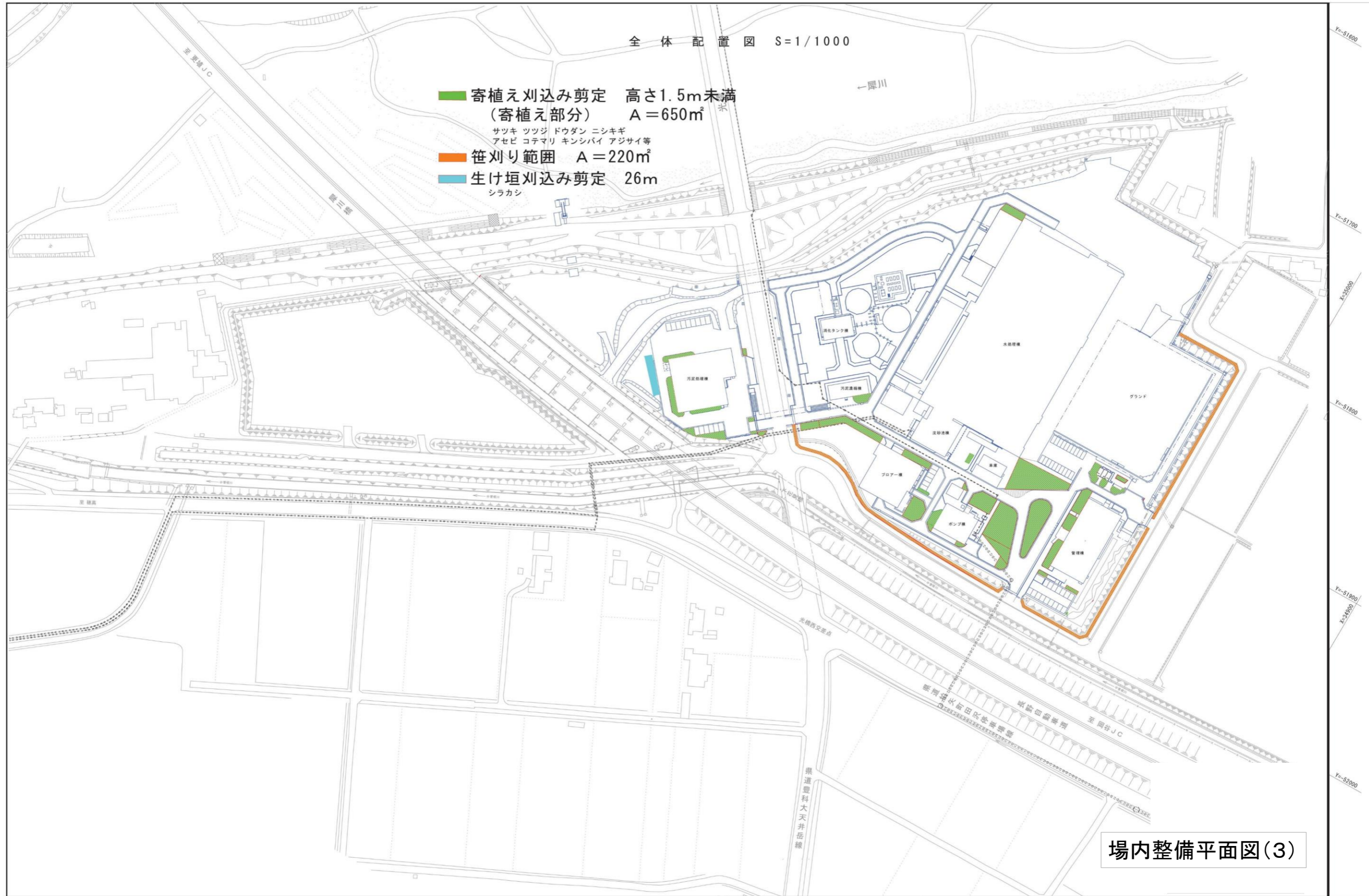
■ 人力除草（寄植え部分） $A = 650\text{m}^2 * 2\text{回} = 1.300\text{m}^2$



場内整備平面図(2)

全体配置図 S=1/1000

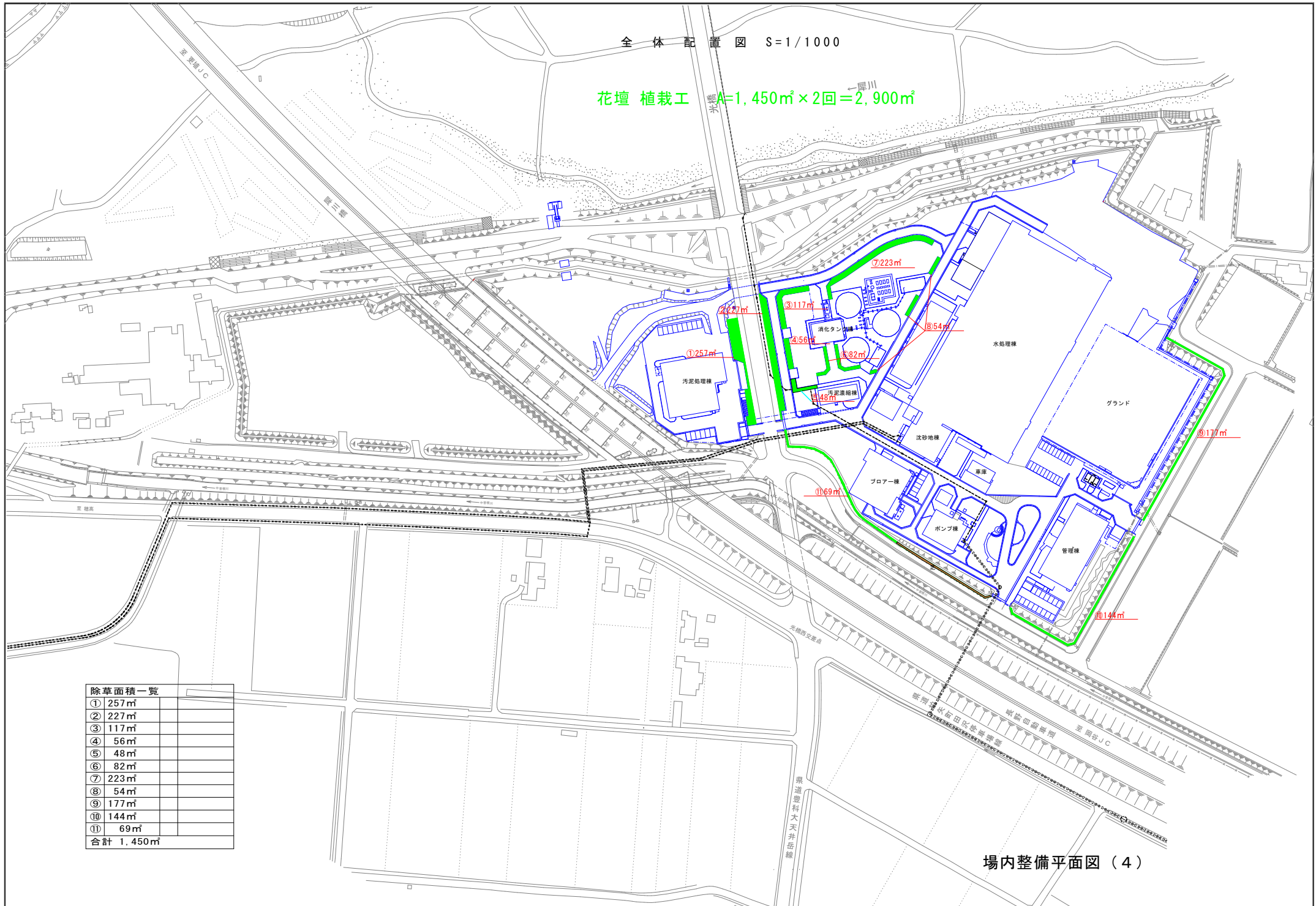
- 寄植え刈込み剪定 高さ1.5m未満 (寄植え部分) A=650m²
サツキ ツツジ ドウダン ニシキギ
アセビ コテマリ キンシバイ アジサイ等
- 笹刈り範囲 A=220m²
- 生け垣刈込み剪定 26m
シラカシ



場内整備平面図(3)

全体配置図 S=1/1000

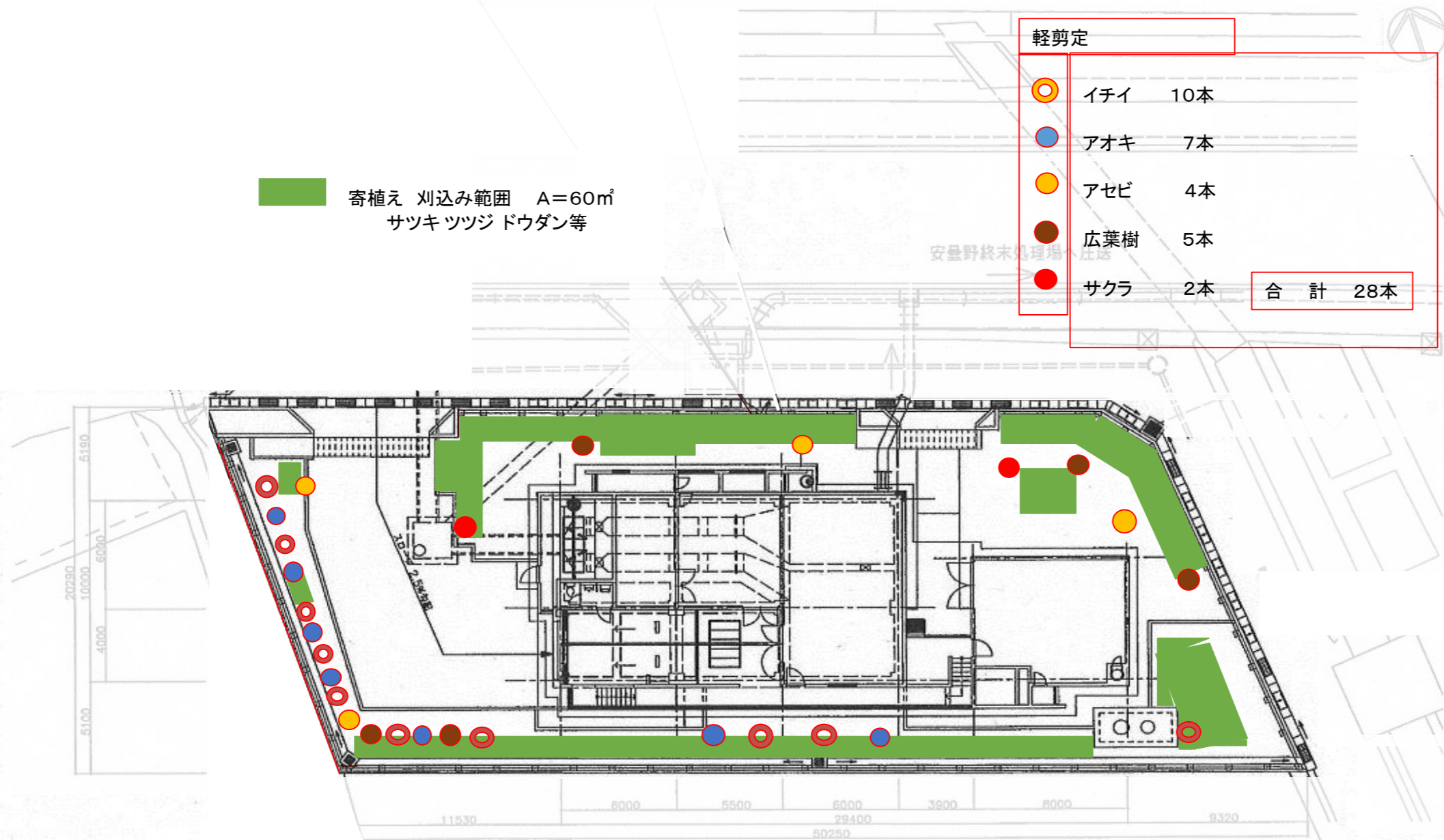
花壇 植栽工 A=1,450㎡×2回=2,900㎡



除草面積一覧	
①	257㎡
②	227㎡
③	117㎡
④	56㎡
⑤	48㎡
⑥	82㎡
⑦	223㎡
⑧	54㎡
⑨	177㎡
⑩	144㎡
⑪	69㎡
合計 1,450㎡	

場内整備平面図 (4)

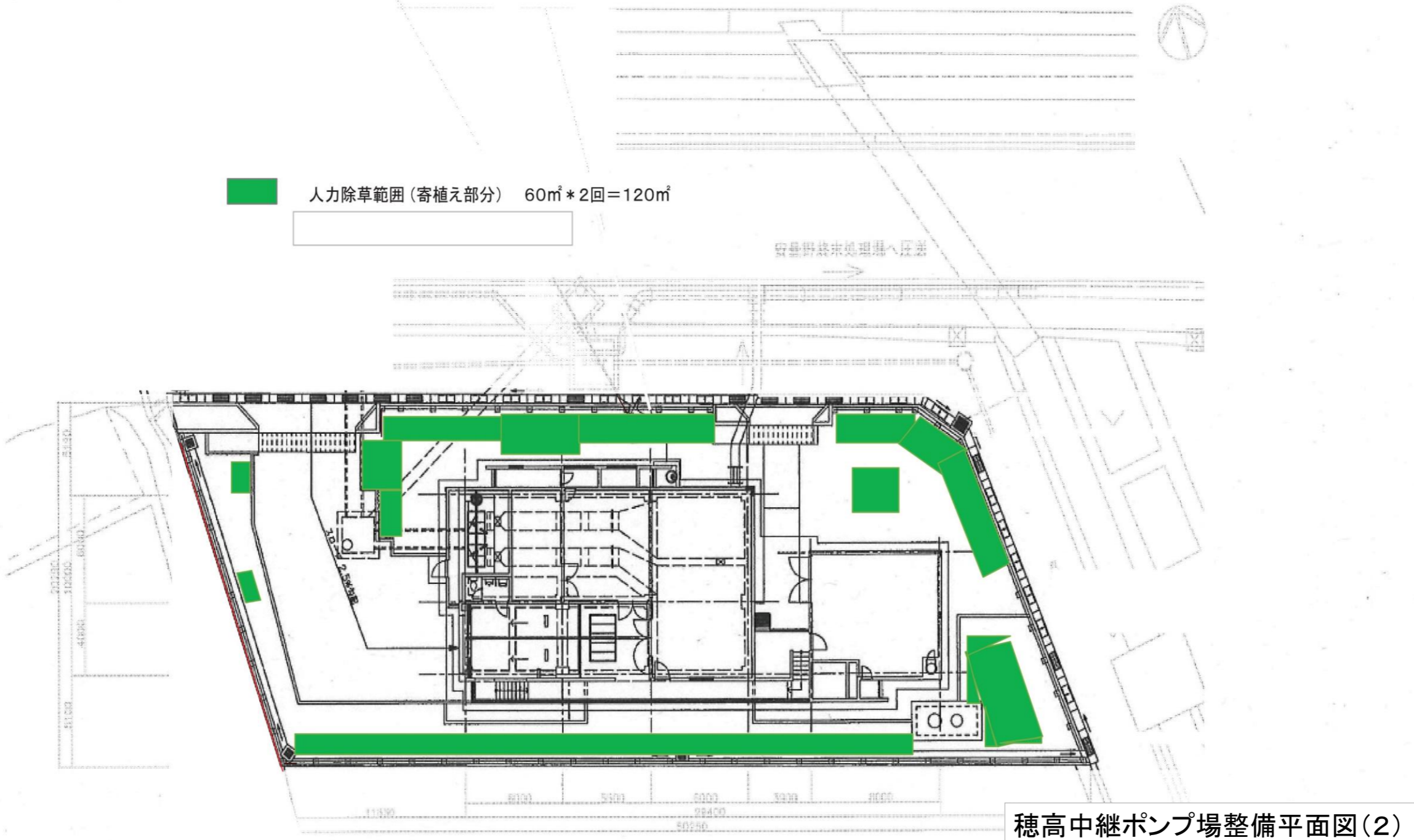
穂高中継ポンプ場 場内植栽管理剪定実施図



穂高中継ポンプ場整備平面図(1)

穂高中継ポンプ場 場内植栽管理人力除草実施図

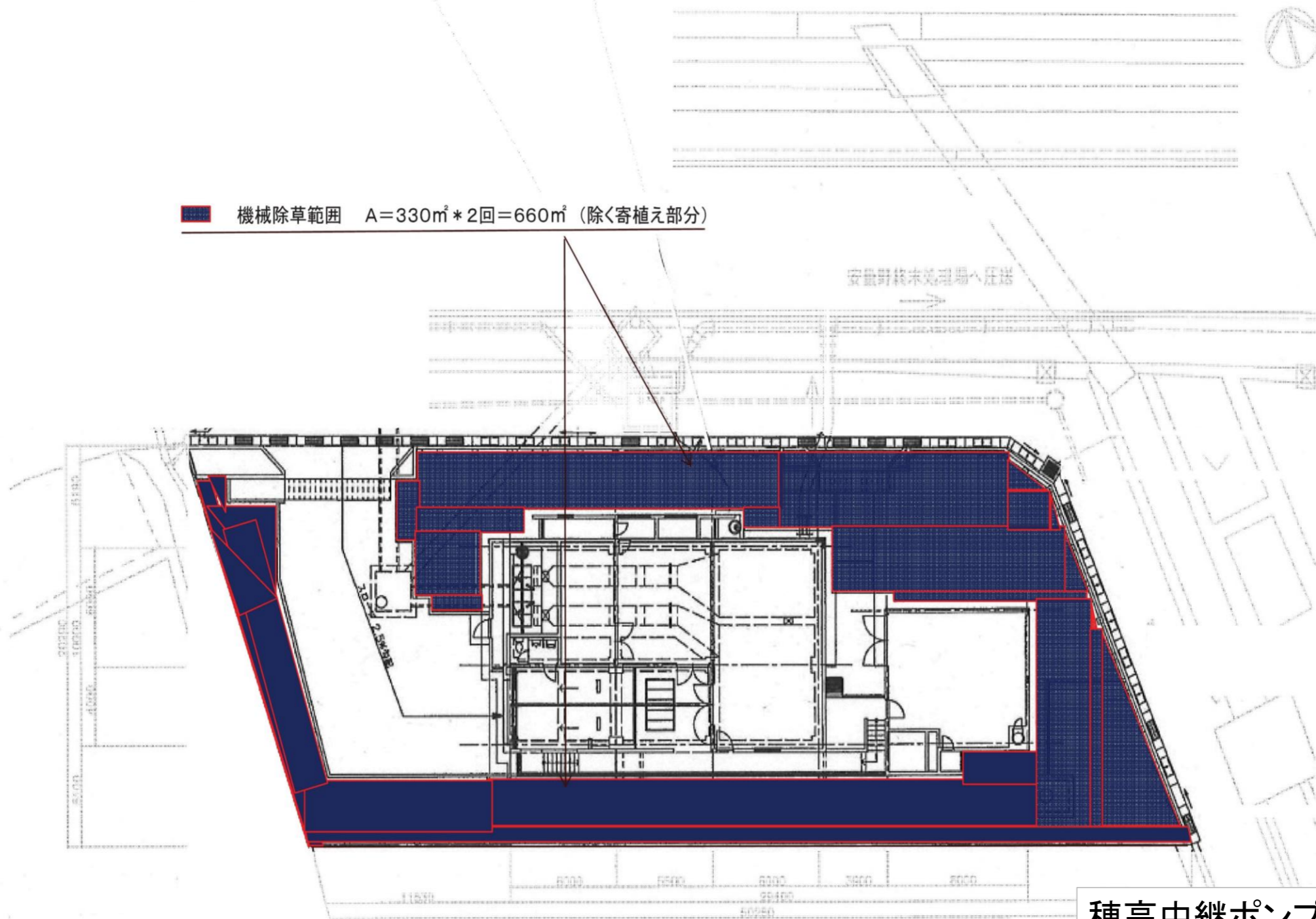
人力除草範囲(寄植え部分) $60\text{m}^2 * 2\text{回} = 120\text{m}^2$



穂高中継ポンプ場整備平面図(2)

穂高中継ポンプ場 場内植栽管理除草実施図

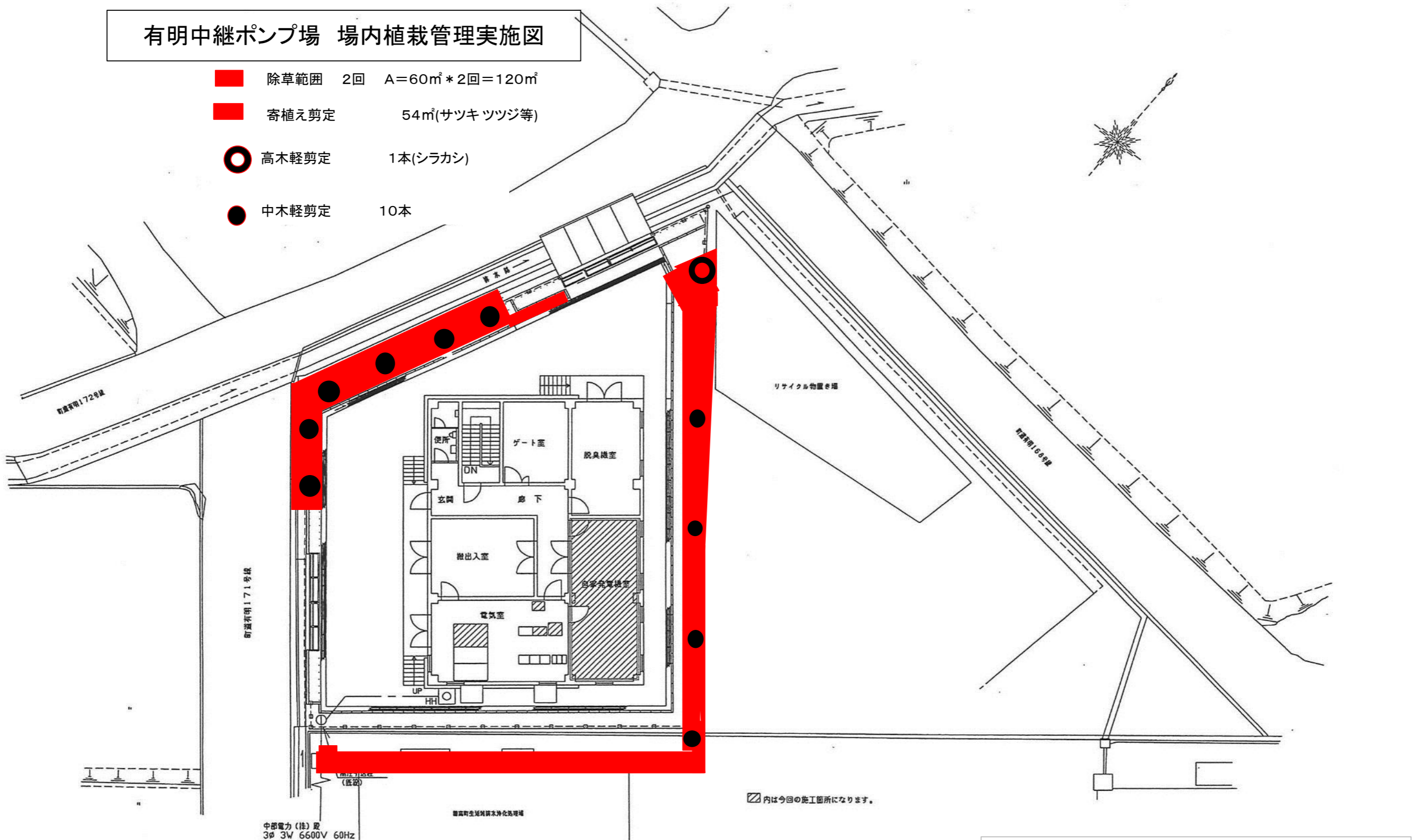
■ 機械除草範囲 $A=330\text{m}^2 * 2\text{回}=660\text{m}^2$ (除く寄植え部分)



穂高中継ポンプ場整備平面図(3)

有明中継ポンプ場 場内植栽管理実施図

- 除草範囲 2回 $A=60\text{m}^2 * 2\text{回}=120\text{m}^2$
- 寄植え剪定 54m²(サツキ ツツジ等)
- 高木軽剪定 1本(シラカン)
- 中木軽剪定 10本



中部電力(株) 配
3φ 3W 6600V 60Hz
(既設)

豊高町生活排水浄化処理場

内は今回の施工箇所になります。

有明中継ポンプ場整備平面図

清掃業務特記仕様書

1 業務目的

清掃業務を実施することにより、建物の保全と美観を保持する。また、下水道処理事業に対する県民のイメージアップを図る。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場（管理棟及び汚泥処理棟ほか）

3 業務内容

業務内容は次のとおりとし、清掃の時期及び回数については、別紙「清掃業務計画」のとおりとする。

(1) 総合清掃（日常作業、定期作業）

ア 日常作業

業務箇所は、第1号数量計算書において日常作業の「○」で示した部分とする。

「●」で示した部分については適宜とし、作業時期等については、委託者と受託者の協議により決めるものとする。作業時間は、原則として平日7:30～16:30とする。

(ア) 床掃き掃除

(イ) 床拭き掃除

(ウ) 紙屑処理（ゴミ箱内のゴミの集積含む）

ゴミの集積に使用するビニル袋は受託者が手配する。

(エ) 壁面清掃

(オ) 窓台・扉清掃

(カ) 手摺清掃

(キ) 洗面台・鏡清掃

(ク) 便器清掃、トイレトペーパー・石けん補充

トイレトペーパー、石けんについては受託者が手配する。

（石けんは液体ハンドソープ泡タイプとする。）

(ケ) マット清掃

(コ) 換気扇清掃

(サ) 見学経路及び周辺の清掃

イ 定期作業

業務箇所は、第1号数量計算書において定期作業（汚泥処理棟を除く）の「○」で示した部分とする。玄関等のタイル部分は水洗浄仕上げとし、ビニル床シートの部分は下記（ア）から（エ）に示した作業を行うものとする。

(ア) 床面清掃

(イ) 床表面洗浄（4月を除く）

(ウ) 床剥離洗浄（4月のみ）

(エ) 床面樹脂ワックス仕上げ

(2) 臨時作業

ア 汚泥処理棟ワックス仕上げ

業務箇所は第1号数量計算書において定期作業（汚泥処理棟）の「○」で示した部分

とする。玄関等のタイル部分は水洗浄仕上げとし、ビニル床シートの部分は下記（ア）から（ウ）に示した作業を行うものとする。

- （ア）床面清掃
- （イ）床表面洗浄
- （ウ）床面樹脂ワックス仕上げ

イ 管理棟窓ガラス・ブラインド・外壁タイル清掃

窓ガラス、ブラインドの清掃箇所は第2号数量計算書にて示した部分とする。外壁清掃時には、管理棟南ボンベ庫横のコンクリート蓋は大きな荷重に耐えられないため、高所作業車を乗り入れないこと。

- （ア）窓ガラス（両面）清掃
- （イ）ブラインド清掃
- （ウ）外壁タイル清掃

4 実施時期

別紙「清掃業務計画」によるものとする。定期作業及び臨時作業の日程等細部については、委託者と事前に協議するものとする。

5 提出書類

提出書類、部数及び提出時期は下表による。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人・主任技術者等の指定通知（一部委託承認申請書を提出する場合は省略）	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
作業報告書	1部	業務を実施した月の月報（要求水準書第10条(6)）と合わせて
業務記録写真	1部	
業務記録	1部	

6 検査

業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。

7 安全対策

管理棟窓ガラス・外壁タイル清掃において、高所での作業に際しては不安定な姿勢での作業とならないように、高所作業車及びローリングタワー等を用いて作業員の安全確保に努めること。また、墜落防止装置の使用を徹底させ、転落防止には十分注意を払うこと。

8 その他

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

第1号 数量計算書

(総合清掃(日常作業・定期作業)、定期清掃(水質試験室)、臨時清掃(汚泥処理棟)実施面積及び内容)

			日常作業										定期作業						
			床の掃き掃除	床の拭き掃除	紙屑処理(ゴミ箱のゴミ回収含む)	壁面清掃	吸殻捨・灰皿清掃	窓台・扉の清掃	手摺の清掃	洗面台・鏡の清掃	トイレ・石鹸補充	便器清掃・トイレレットペーパー	マンツの清掃	換気扇の清掃	床面の清掃	床の表面洗浄	床の剥離洗浄(4月のみ)	床面の樹脂ワックス仕上	カーペット清掃
業務箇所	床材質	面積 (m ²)																	
管理棟	1 玄関入口	陶磁器質タイル	34.8	○	●	●			●	●			●						
	2 風除室(1)	陶磁器質タイル	15.5	○	●	●			●										
	3 玄関	陶磁器質タイル	17.5	○	●	●							●						
	4 玄関ホール	ビニル床シート	19.7	○	○	●							●						
	5 警備員室	ビニル床シート	12.9	○	○	○			●						○	○	○	○	
	6 休憩室	たたみ	11.4	○		●													
	7 浴室	磁器質モザイクタイル	9.2	●		●	●		●					●					
	8 脱衣室	フローリング	8.0	○					●										
	9 便所	ビニル床シート	11.0	●	●	●	●		●		●	●		●	○	○	○	○	
	10 通用口	磁器質タイル	7.3	●	●	●			●				●						
	11 前室	ビニル床シート	23.8	●	●				●				●		○	○	○	○	
	12 洗濯室	ビニル床シート	6.0	●	●	●			●					○	○	○	○		
	13 湯沸室	ビニル床シート	6.0	●	●	●	●		●					○	○	○	○		
	14 作業員控室	ビニル床シート	76.6	●	●	●			●					○	○	○	○		
	15 宿直室	たたみ	15.7	●		●													
	16 東玄関風除室(3)	磁器質タイル	26.5	○	●	●			●				●						
	17 階段室	ビニル床シート	19.5	○	○	●								○	○	○	○		
	18 見学者ホール	カーペット及びビニル床シート	83.2	●	●	●	●		●		●	●							
	19 生物試験室	ビニル床シート	25.2	●	●									○	○	○	○		
	20 細菌試験室	ビニル床シート	25.2	●	●									○	○	○	○		
	21 水質試験室	ビニル床シート	147.5	●	●	○								○	○	○	○		
	22 天秤室	ビニル床シート	6.1											○	○	○	○		
	23 薬品庫	ビニル床シート	14.4											○	○	○	○		
	24 研究室	ビニル床シート	35.6	●	●	○								○	○	○	○		
	25 機器分析室1	ビニル床シート	76.3	●	●									○	○	○	○		
	26 機器分析室2	ビニル床シート	23.4	●	●									○	○	○	○		
	27 倉庫	ビニル床シート	17.0	●	●									○	○	○	○		
	28 西玄関風除室(2)	磁器質タイル	22.8	○	●	●			●				●						
	29 空調機械室(1)	床用塗料	74.5	●															
	30 便所	ビニル床シート	36.1	○	○	○			○		○	○		●	○	○	○	○	
	31 エレベーター	ビニル床シート	2.1	○	○		●		●										
	32 廊下	ビニル床シート	135.4	○	○	○		○							○	○	○	○	
	33 階段	ビニル床シート	25.5	○	○	○			○						○	○	○	○	
34 展示ホール	ビニル床シート	16.7	○	○	○									○	○	○	○		
35 湯沸室	ビニル床シート	9.7	○	○	○	●		●				●	○	○	○	○			
36 中央監視室	帯電防止シート	176.0	○	○	○			●				●							
37 仮眠室	ビニル床シート	22.1	○	○	○		○												
38 階段	ビニル床シート	16.6	○	○	○									○	○	○	○		
39 廊下	ビニル床シート	162.2	○	○	○									○	○	○	○		
40 空調機械室(4)	床用塗料	18.5	●																
41 機材倉庫(2)	床用塗料	67.8	●																
42 女子更衣室	たたみ	11.1	○		●			●											
43 男子更衣室	たたみ	20.8	○		●			●											
44 事務室	ビニル床シート	111.6	○	○	○	●		●					○	○	○	○			
45 便所	ビニル床シート	38.7	○	○	○	●		○		○	○		●	○	○	○	○		
46 資料室	ビニル床シート	33.1	○	○				●					○	○	○	○			
47 所長室	カーペット	33.1	○		○	●		●										●	
48 会議室	ビニル床シート	117.1	○	○	○			●					○	○	○	○			
49 空調機械室(2)	床用塗料	54.7	●																
50 空調機械室(3)	床用塗料	74.5	●																
積算対象面積合計			1156.5	:(床の掃き、拭き掃除で○に該当する面積を積み上げ)															
積算対象面積合計(定期清掃:水質試験室)			494.1	:(床の掃き、拭き掃除で○に該当せず、定期作業で○に該当する面積を積み上げ)															
汚泥処理棟	51 玄関ホール	ビニル床シート	38.2	●	●	●	●							○	○	○	○		
	52 便所	ビニル床シート	17.8	●	●	●	●			●	●			○	○	○	○		
	53 作業員控室	ビニル床シート	72.1	●	●	●		●	●					○	○	○	○		
	54 廊下	ビニル床シート	79.3	●	●									○	○	○	○		
積算対象面積合計			207.4	:(定期作業で○に該当する面積を積み上げ)															
その他	55 屋外トイレ	磁器質タイル	30.0	●	●	●													
処理場内全体				●	●	●													

- 1 総合清掃対象面積 : 1,156㎡
- 2 定期清掃 樹脂ワックス仕上げ対象面積 : 494㎡
- 3 臨時清掃(汚泥処理棟)対象面積 : 207㎡

注: ○:日常作業;1回/日、定期作業;1回/月(ただし汚泥棟については臨時作業)
●:適宜 契約後、発注者と協議の上、その頻度を定めるものとする。

第2号 数量計算書
(窓ガラス清掃、ブラインド清掃、外壁タイル清掃面積)

1 窓ガラス・ブラインド面積

記号・名称	数量	面積			1階場所	2階場所
		開き窓	はめ込み窓	ブラインド		
AW-1	0	-	-			
AW-2	9	86.08		86.08	研究室、水質試験室、見学者ホール、機器分析室2	会議室、事務室、操作室
AW-3	1	9.56				空調機械室(3)
AW-4	1	6.32	3.24	9.56	機器分析室1	
AW-5	2	19.12		19.12		場長室、事務室
AW-5A	2	12.43	6.69	12.43		器材倉庫2、仮眠室
AW-6	1	8.63		8.63	見学者ホール	
AW-7	3	19.04		19.04	作業員控室	器材倉庫2、操作室
AW-8	1	6.34			空調機械室(1)	
AW-9	1	3.10		3.10	宿直室	
AW-9A	1	3.10			空調機械室(1)	
AW-10	1	2.48		2.48	見学者ホール	
AW-11	2	2.22			階段奥	階段奥
AW-11A	2	2.22		2.22	休憩室	
AW-11B	2	2.22				階段奥
AW-12	2	1.80			作業員便所、浴室	
AW-13	2		2.22		階段奥	
AW-13A	1		0.90		通用口	
AW-14	4	3.03			男子便所	男子便所
AW-15	0	-				
AW-16	0	-			庁務員室	
AW-17	0	-				操作室
AW-18	0	-			玄関屋根	
AW-19	0	-			通用口入口	
AW-1'	2	2.96			機器分析室(2)、倉庫	
AW-2'	4	7.40		7.40	見学者ホール、作業員控室	操作室
AW-3'	1	1.48				器材倉庫2
AW-4'	1	4.60		4.60		操作室
SSD-1	1		29.52		玄関入口	
SSD-2	0	-			風除室	
SSD-3	2	12.84			西玄関、東玄関	
SSD-4	1	2.66	0.83		通用口入口	
合計	50	219.63	43.40	174.66		

窓ガラス(外壁部)面積

開き窓部分 219m²

はめ込み窓部 43m²

窓ガラス部面積 262m²

2 ブラインド面積

ブラインド面積 174m²

3 外壁タイル面積

外壁部総面積

南北面外壁 47m×9 846m²

東西面外壁 22m×9 396m²

外壁部面積 計 1,242m²

外壁タイル面積=外壁部総面積-窓ガラス(外壁部)面積

=1,242m²-262m²

=980m²

各年度共通 清掃業務計画

作業内容		仕様	場所	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
総合清掃	日常作業	床掃き・拭き ごみ回収、 トイレ・窓・扉清掃、 その他	管理棟	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土、日、法(※1) に規定する休 日及び12月29 日から1月3日 までの間は除く
			汚泥処理棟他	適宜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	定期作業	床のワックスがけ (洗浄・樹脂ワックス(※ 3))	管理棟	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原則第4土曜日 (※2)
定期清掃	床面	床のワックスがけ (樹脂ワックス(※3))	管理棟 (水質試験室)	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原則第4土曜日 (※2)
臨時清掃	床面	床のワックスがけ (樹脂ワックス、表面洗 浄仕上げ)	汚泥処理棟	2回/年					○						○		原則第4土曜日 (※2)
	窓ガラス	外窓ガラス清掃(高所作 業車、ローリングタワー 使用)	管理棟	3回/年	○				○				○				原則第4土曜日 (※2)
	ブラインド	ブラインド清掃	管理棟	1回/年									○				原則第4土曜日 (※2)
	外壁	外壁タイル清掃(高所作 業車使用、高圧洗浄)	管理棟	1回/年					○								原則第4土曜日 (※2)

※1 国民の祝日に関する法律

※2 8月分は9月上旬開催予定の「アクアピア安曇野ふれあいデー」直前に行うものとする。

※3 4月は剥離洗浄仕上げとし、その他の月は表面洗浄仕上げを行うものとする。

ガラス配置表

窓ガラスの数量

記号・名称	1 階 場 所	数量	2 階 場 所	数量	計
AW- 1			操作室	0	0
AW- 2	研究室、水質試験室×3、 見学者ホール、機器分析室2	4	会議室×2、事務室、 操作室×2	5	9
AW- 3			空調機械室(3)	1	1
AW- 4	機器分析室1	1			1
AW- 5			場長室、事務室	2	2
AW- 5A			器材倉庫2、仮眠室	2	2
AW- 6	見学者ホール	1			1
AW- 7	作業員控室×3、	2	器材倉庫2、操作室、	1	3
AW- 8	空調機械室(1)	1			1
AW- 9	宿直室	1			1
AW- 9A	空調機械室(1)	1			1
AW-10	見学者ホール	1			1
AW-11	階段奥	1	階段奥	1	2
AW-11A	休憩室×2	2			2
AW-11B			階段奥×2	2	2
AW-12	作業員便所、浴室	2			2
AW-13	階段奥×2	2			2
AW-13A	通用口	1			1
AW-14	男子便所×2	2	男子便所×2	2	4
AW-15			空調機械室(2)	0	0
AW-16	庁務員室	0			0
AW-17			操作室	0	0
AW-18	玄関屋根	0			0
AW-19	通用口入口	0			0
AW-1'	機器分析室2、倉庫	2			2
AW-2'	見学者ホール×2、作業員控室	3	操作室	1	4
AW-3'			器材倉庫2	1	1
AW-4'			操作室	1	1
SSD-1	玄関入口	1			1
SSD-2	風除室	0			0
SSD-3	西玄関×2、東玄関×2	2			2
SSD-4	通用口入口	1			1
					50

クリプトスポリジウム濃度測定業務特記仕様書

1 業務目的

処理場におけるクリプトスポリジウム対策の一環として、放流水のクリプトスポリジウム濃度測定を行う。

2 業務場所

安曇野市豊科田沢6709 犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

3 対象試料

放流水

4 測定回数及び時期

測定は、年4回実施するものとする。実施時期は5月、8月、11月、2月とし、検体採取日は委託者と協議の上決定するものとする。また、5月の測定時に、測定方法の回収率の確認を並行して行うこと。

5 測定方法

測定方法は、『下水試験方法2012年版』（以下「試験方法」という。）下巻 第4章衛生学試験 第6節病原微生物1. クリプトスポリジウムの免疫磁気ビーズ法によること。

回収率の確認方法は、試験方法の回収率測定のためのオーシスト添加実験に準ずること。

6 提出書類

提出書類、提出部数及び提出時期は次のとおりとする。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人・主任技術者等の指定通知（一部委託承認申請書を提出する場合は省略）	1部	着手前速やかに
工程表	1部	
報告書	測定1回あたり1部	業務を実施した月の月報（要求水準書第10条(6)）と合わせて
業務記録	1部	

7 検査

業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。

8 その他

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。